

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成29年8月31日

【会社名】 タケダ機械株式会社

【英訳名】 TAKEDA MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹 田 雄 一

【本店の所在の場所】 石川県能美市粟生町西132番地

【電話番号】 (0761)58 - 8211 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 鈴 木 修 平

【最寄りの連絡場所】 石川県能美市粟生町西132番地

【電話番号】 (0761)58 - 8211 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 鈴 木 修 平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年8月29日開催の当社第46期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年8月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円 総額50,770,175円

第2号議案 株式併合の件

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件とし、効力発生日を平成29年12月1日として当社普通株式10株を1株に併合するとともに、株式併合による発行可能株式総数の減少に伴い、株式併合後における将来の発行可能株式総数の適正化を図るため、発行可能株式総数を30,000,000株から4,080,000株に変更するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」の承認可決を条件とし、定款第6条の発行可能株式総数を30,000,000株から4,080,000株に変更するとともに、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」における普通株式の売買単位を100株に統一する主旨を尊重し、定款第8条の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。なお、本変更について、第2号議案「株式併合の件」の効力発生日である平成29年12月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものであります。

現状に即した記載にするため、定款第2条の目的を変更するものであります。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役として、竹田雄一、吉田末広、竹田康一、鈴木修平、伊藤石典及び金田栄悟を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、阿慈知幸雄を選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、中島隆を選任するものであります。

第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任する取締役(1名)に対し、退職慰労金77,190,000円を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	7,100	8	0	(注) 1	可決(99.87)
第2号議案	7,094	14	0	(注) 2	可決(99.79)

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第3号議案	7,095	13	0	(注) 2	可決(99.80)
第4号議案 取締役6名選任の件 竹田雄一 吉田未広 竹田康一 鈴木修平 伊藤石典 金田栄悟	7,102 7,102 7,102 7,102 7,102 7,102	6 6 6 6 6 6	0 0 0 0 0 0	(注) 3	可決(99.90) 可決(99.90) 可決(99.90) 可決(99.90) 可決(99.90) 可決(99.90)
第5号議案 監査役1名選任の件 阿慈知幸雄	7,103	5	0	(注) 3	可決(99.92)
第6号議案 補欠監査役1名選任の件 中島隆	7,102	6	0	(注) 3	可決(99.90)
第7号議案	7,090	18	0	(注) 1	可決(99.73)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
 (注) 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
 (注) 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
 委任状の提出による代理行使分の確認により各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上